

大阪地方裁判所委員会（第43回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

平成30年3月7日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成30年3月7日（水）午後2時から午後5時まで

2 場所

大阪地方裁判所司法修習生指導室

3 出席者

（委員）小原一泰，河原源太，黒田美佳，杉本壽，所千夏，長田真里，山口知成，
松本岳，鈴木真理子，遠藤邦彦，小野憲一（敬称略）

（説明者）小野山隆司，佐藤正樹，室谷嘉彦，万里川敦子，坂田幸二，棟尾充

（事務担当者）森純子，安村義弘，島田幸彦

（庶務）梶嘉恵，熊澤雄介

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料2種類（総務課説明分及び民事部説明分）

5 議題

裁判所における障害者に対する配慮の取組について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

(3) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について」をテーマに取り上げ、大阪地検公判部長であられる鈴木委員から、被害者の方の御意見等も踏まえた被害者支援の御苦勞等について御紹介いただくとともに、皆様には、裁判所における犯罪被害者保護施策の運用状況や犯罪被害者等への理解の取組等について意見交換していただいた。皆様からは、「検察庁から多くの事例の紹介があり、裁判に関わる被害者の心情は様々なものであることが分かった」、「一つのテーマについて様々な立場から検討を深め、問題を改善していくためには、裁判所限りで議論するより、法曹三者で集まり、各々の立場から意見交換して議論したほうが有益ではないか」などの御意見をいただいた。

裁判所としては、裁判所の犯罪被害者等への対応に対する犯罪被害者の声や犯罪被害者と日々様々な場面で直接接しておられる検察官の御意見をお聞きできたことは大変貴重な機会となったことから、前回委員会で鈴木委員から御紹介いただいた内容を刑事担当の裁判官に周知するとともに、今後の検討の参考とするため、大阪地裁犯罪被害者等保護等検討委員会所属の裁判官や刑事首席書記官らが、改めて、鈴木委員から、犯罪被害者の声や日頃被害者対応をしておられる検察官の率直な声を聞かせていただき、意見交換させていただいたところである。

これまでも被害者を支援する弁護士の立場からの御意見や御要望をお伺いする機会があったが、今後も、弁護士や検察官と意見交換し、様々な立場から検討を深めていきたいと考えている。

また、前回委員会では、皆様に見学いただいた関係人待合室について、「殺風景であり改善の余地があるのではないか」との御意見をいただいた。これについては、セキュリティ上の問題や予算上の問題もあり、直ちに改善するのは

困難な面もあるが、皆様の御意見を踏まえて何らかの改善，工夫の余地がないか現在検討を行っているところである。

(4) 裁判所における障害者に対する配慮の取組について説明

ア 裁判所の対応要領や環境整備面における取組について説明（総務課）

イ 具体的な対応事例の紹介（民事部）

ウ 障害者対応機器の紹介，裁判員候補者等への配慮について説明（刑事部）

(5) 質疑応答及び意見交換



○：裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について説明があったが，これとは別に，大阪地裁で独自に定められた要領等はあるのか。

■：当庁で独自に定めた要領等はなく，平成28年3月23日の最高裁判所の裁判官会議で議決された対応要領に従っている。

○：行政府省も裁判所のように対応要領を定めているのか。また，その内容は裁判所と同じものなのか。

▲：行政府省においても障害者差別解消法とは別に対応要領を定めていると思うが，内容について詳細は把握していない。ただし，いくつか見た限りでは，裁判所の対応要領とほぼ同じような内容であったと理解している。

■：本日は、裁判所の障害者対応におけるハード面、ソフト面の工夫、さらには具体的な障害者対応事例を紹介したが、委員所属の団体等における実情はどうか。本日の説明に対する御意見や御感想とともに伺いたい。

◇：私の所属する病院には、脊髄損傷や頸椎損傷等のリハビリ患者が多くいるにもかかわらず、裁判所のほうがハード面は充実しているとの印象を受けた。一般的なバリアフリーは行っているものの、予算上の問題もあって、裁判所ほど環境整備面での取組は進んでいないと感じる。

■：予算上の制約が伴うのは、どの団体においても共通する事項だと思うが、裁判所における実情はどうか。

▲：裁判所の予算要求は最高裁が担当しているので詳しいことは分からないが、各庁からも最高裁に要望を上げている。障害者が裁判を受ける権利を実質的に保障することは非常に重要な課題であり、裁判所では、障害者差別解消法や対応要領の制定前から、組織全体として力を入れて取り組んでおり、そのため、バリアフリー設備については、優先的な課題として整備されているという印象である。

◇：不特定多数の人が出入りする施設については、「大阪府施設のまちづくり条例」において、設置すべきトイレの数等が詳細に定められているが、大阪地裁の新館を実際に見て、条例の規定と比較してもかなり数が多いとの印象を受けた。トイレの設置等について、大阪地裁では何か基準等を設けているのか。また、古い建物で不便があったから新館はトイレを充実させた等の事情はあるのか。

▲：トイレの設置等についての当庁独自の具体的な基準の有無や、古い建物において不便があったかどうかについては不明だが、新しい建物の方が整備は進んでいる。例えば、オストメイト対応トイレについては、本館（11階建）では2階に、別館（14階建）では4階に、それぞれ1箇所ずつの設置であるが、新館（11階建）では1階と6階に設置されており、新館が最も充実しているという状況である。

○：大阪地裁本館の法廷について、以前は、法壇に上がるには、専用通路を抜けてから階段を上る必要があったが、裁判員制度の発足に伴って階段をスロープ化し、車椅子の裁判員もスムーズに入廷し法壇へ上がることができるように改修された。裁判員制度発足時は、おそらく、当庁のみならず全国的にこうした改修が行われたのではないか。

◇：裁判所における設備や機器の充実は、裁判員制度が発足したことが特に大きな契機となっているのか。

■：個人的な感覚ではあるが、障害のある方も含めて様々な方に広く裁判員として参加してもらえるようにするためには、様々な条件整備を行う必要があったので、裁判員制度の発足は、裁判所における設備や機器の充実の大きな契機になっていると考える。

○：同感である。裁判員制度は、一定の除外事由がない限り、国民の方々には裁判員という判断者としての職務を義務として行っていただくものである。また、障害を理由に裁判員を辞退することはできるが、辞退がない場合には裁判員としての職務を全うできるように環境を整備する必要もあった。こうした事情が、裁判所における設備や機器の充実につながったものと考えている。

◇：本日の説明を受け、裁判所における障害者対応のための機器等は整備が進んでいると感じた。

裁判の取材を行う報道機関の立場から見ていると、最近では、障害者差別解消法の施行に伴って裁判の質が随分変容してきているという印象を受ける。例えば、昨年、車椅子を使用している方が、鉄道会社に対し、複数基のエレベーターを乗り継がないとホーム間の移動ができないとして、駅におけるエレベーターの増設を求めて訴えを提起したことがある。従来なら判決にまで至る事件だと思われるが、この事件では、第1回期日の前に被告がエレベーターの増設を発表したため、原告が訴えを取り下げるに至った。被告は、エレベーターの増設決定は提

訴の有無とは関係ない旨発表したが、障害者差別解消法が施行されて、企業としては、設備の充実や改善等をめぐって訴訟にまで発展するのは影響が大きいと感じるようになってきたのではないか。

私の所属する団体では、障害者差別解消法の施行前から、聴覚障害者のために、放送する映像の音声を、効果音を含めてすべて字幕化するというサービスを提供している。なお、生放送の場合には、複数人態勢で即座に入力、チェックをすることで、数秒で字幕化している。

また、東日本大震災以後は、津波警報等が発令された際に「つなみ！にげて！」などと表示するようにしたが、こうした新たな試みに際しては、色弱の方に見づらくないように映像の色調に配慮している。

本日の説明では点字翻訳の話も出たが、裁判所においては、難解な法律用語が使われることも多く、正確に点字翻訳できるのかという問題もあると思われる。こうした点も含め、裁判所においては、今後も、障害をお持ちの方に寄り添って御意見を聴きながら、さらなる司法サービスの充実を図ることを期待する。

◇：駅という施設は不特定多数の利用者が使うものであるため、現場での様々な意見を可能な限り反映させて、改善を図っていくことが重要である。利用者の意見を聴いていると、例えば点字タイルの上に物が置いてある等、設備や施設があっても運用ができていないというケースが少なからず見られる。

大阪地裁では、本館正面玄関前に点字タイルが敷いてあるが、本日、私が来庁した際にはそこに車が数台停まっていたり、また、本館入口から入館してみると、点字タイルによる動線が入庁検査用の機械と機械の間へ向かっていたりした点が気になった。案内の方がいるから不都合はないということなのだろうとは思いますが、点字タイルを軽視していると言われかねず、また、点字タイルを利用する方の心情面への配慮も必要である。設備を整えるだけでなく、障害をお持ちの方の立場に立ってそれらを運用していくという配慮が重要である。

また、新館においては、トイレ入口付近には当該フロアの案内図が点字入りで設置してあったものの、エレベーターホールでは、エレベーターのボタン部分に点字があるのみだった。エレベーターホールに設置してある各階の案内表示や当該フロアの案内図にも点字が付いているとよかったと感じた。

さらに、法廷の入口付近には傍聴時の注意事項等が表示されていたが、そこにも点字を付けてみてはどうかと感じた。

◇：私の職場は相談窓口があり、精神上的障害を有している方、判断能力が低下している方に対応する機会があるが、御本人の心情に配慮しながらの対応には難しいところも多い。本日の説明の中で、「障害をお持ちの方から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明がなくとも、意思を汲み取って対応することが重要だ。」という話があったが、実際は難しいところも多いと思う。裁判所において何か工夫している点はあるのか。

▲：確かに難しいところは多く、窓口等で来庁者の対応をしても、直ちに精神上的障害を有しているかどうか分からないことも多い。そこで、来庁者に対応するに際しては、例えば、案内が必要かを尋ねてみて、不要ということであればいったん引き下がってみるとか、同行者と来庁している場合であっても、なるべく障害を有している方と会話をするように努める等、場面ごとに来庁者の心情に配慮しながら対応をしている。

◇：大学においても、障害者差別解消法の施行以降、障害を有する学生が入学してくることが少なくはなく、対応に苦労する場面もある。例えば、1人の聴覚障害を有する学生がいて、ノートテイクを常に配置するとか、あるいは、視覚障害を有する学生が化学を専攻する場合であれば、常に教員が付きっきりになってしまうといったこともあるし、最近では発達障害の学生も多数いる。大学としても優秀な学生は積極的に受け入れていくが、障害を有する少数の学生にどう対応をしていくのか、予算面での制約もあって、難しい問題である。

▲：只今委員から御説明のあった発達障害についてであるが、当庁では、証人が幼年の発達障害の子を連れて出廷してきたということがあった。このケースでは、子供に対応する職員を複数配置して状況を注視し、また、万一泣き出したり騒いだりしてしまった場合には、尋問を中断して証人に知らせる、証人と子供が近接した場所で居ることが適切な場合には、子供を法廷内に待機させて証人尋問を行うなどすることとし、態勢を整えたと聞いている。

○：検察庁と比較すると、裁判所のハード面は整備が進んでいると感じた。例えば、検察庁にも車椅子対応のエレベーターは設置されており、中には鏡も付いているが、比較的短時間で扉が閉まってしまう作りだったと思う。設備はあるものの、十分に使いやすいものとするためには改善の余地があると感じた。

また、ソフト面については、被疑者や参考人等には捜査の過程で警察が事前に接触しており、そこから情報を得ることができるので、必要に応じて手話通訳を手配したりしている。

■：障害者対応に関するソフト面での対応の一つとして、職員に対する研修等の実施が考えられるが、委員所属の団体においてはどのような工夫をされているか。

◇：私の所属する団体では、現場の職員に対する研修の機会に、アイマスク等の器具を用いて身体に障害を有している方の疑似体験をさせ、その結果を踏まえて、現場の業務改善に活用している。

また、障害者雇用も進めており、障害を有している方と一緒に仕事をする事を通じて、職員の中には障害への配慮を自然と意識する雰囲気醸成されていると感じる。私が以前いた部署には視野狭窄の方がおり、要望をお聴きしながらオフィスの環境改善を行ったのだが、その過程でいろいろと教えられたり気付かされたりすることが多かった。その一例としては、視野狭窄の方にとっては、一面白っぽい色調の部屋では何も見えなくなってしまうとのことだったので、部屋の

入口から机までの動線上に黒いタイルカーペットを敷いてコントラストを付けることで、移動に支障がないような工夫を行った。

また、精神障害を有している方の雇用も進めているが、身体障害とは異なり、どのようなサポートが必要なのか周囲が十分に理解しきれずに苦勞することが多い。

■：体験型の研修は、現場でお客様と接する機会のある職員全員に受けしてもらっているのか。

◇：一度に全員というのは無理なので、複数回に分けて順次実施して、できる限り多くの職員に受けてもらえるようにしている。

▲：大阪地裁でも、接遇やマナーを専門とする外部講師を招いて、要配慮者接遇研修という体験型の研修を実施している。内容としては、参加者を2人1組に分け、一方はアイマスクを着用し、他方は案内役になって相手を案内するというものである。参加者は、どういう言葉をかけて案内したらよいのか身をもって学べたようであり、「あと何歩です。」等の一言があるだけで不安が解消されたといった感想が出された。また、講師からは、「目の不自由な方を案内して角を曲がる際、緩やかに円を描くように曲がるとどの方向を向いているのかわからなくなってしまうので、直角に曲がるとよい。」とのアドバイスがあり、参加者は研修を通じて多くの気づきを得られた。

こうした研修は、特に当事者等と接する機会の多い職員を対象に、一度に二、三十人程度の規模で実施しており、参加者には研修結果を各職場に持ち帰って還元をさせている。

◇：建築関係の仕事をしていると、小学校に出前授業のボランティアへ行くことがあるが、その際には、参加者には車椅子に乗ってもらう等し、障害のある方の疑似体験をしてもらった上で、建築する側からの配慮などを説明している。

なお、疑似体験という点では、色弱の方がどのように見えているかが分かるス

スマートフォンアプリがあると聞いたことがある。様々なツールを使用して、障害に対する理解を一步一步深めていくことが重要であると考えます。

また、建築する際には、点字ブロックの設置位置をクライアントと相談しながら決めていくことになるが、様々なことを想像しながら邪魔にならない設置位置を考えないといけないので、難しいところがある。

■：障害者対応において留意すべき点について、委員の御意見等があれば伺いたい。

◇：裁判所における手話通訳では、難解な法律用語を正しく理解し、かみ砕いて通訳することができるような専門家を選んでいるのか。

▲：裁判員制度発足時に御意見をお聴きする機会があり、難解な専門用語は避けてほしいという要望が通訳人から出された。裁判手続においては、裁判官もできるだけ平易な言葉でかみ砕いて質問を行うようにしており、専門用語が入った質問をすることはほとんどない。

◇：実際に裁判を傍聴すると、法廷でのやり取りそれ自体は当事者に分かりやすい平易な言葉で行われているように思う。しかし、判決書等では難解な用語や二重否定等の言い回しが多いように感じる。報道機関としては、難解な表現はできる限り分かりやすい表現に引き直して視聴者に伝えていくようにしているが、裁判所においても判決書等の表現振りをもっと分かりやすいものにしていくとよいと感じる。

■：障害者対応で失敗した例があれば、裁判所側から説明されたい。

▲：民事事件の関係では、車椅子を利用する方が複数名来庁し、エレベーターに案内した際に、「もう1人乗れます。」と案内すべきところを「もう1台入れます。」と案内してしまい、来庁者の気分を害してしまうという事例があった。

▲：刑事事件の関係では、精神上的障害をお持ちの方が裁判員候補者や傍聴人として来庁した際、障害を有していることに気付くことができずに対応してしま

い、トラブルになりかけたことがあった。

■：何気なく発した一言であっても、相手を傷つけてしまうこともある。失敗は失敗のまま終わらせるのではなく、一例一例から学んでいき、合理的な配慮というものを考えていくことが重要である。

○：合理的配慮の提供に向けては、対話による相互理解を深めることが重要だと言われている。クレーム等を受けて初めて障害をお持ちの方の要望等に対応するのではなく、クレームを受ける前に対話を重ねて合理的な配慮とは何かを考えていくことが肝要である。

■：現場では日々対話の積み重ねである。障害をお持ちの方からの要望をよく聴き、どのような配慮を提供することができるのか、双方向で話し合っ解決策を見出していくということを、少しずつではあるが、積み重ねている。

7 次回のテーマ

専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題について

8 次回期日

平成30年7月13日（金）